



社会から高齢者虐待をなくするために

起きてしまった虐待への対応をどうするのか、どのような援助ができるのかの検討はもちろんであるが、どうしたらなくすることができるかを考えることも重要です。

虐待は家庭という密室の中で行なわれることが多いことから発見しにくいというえ、虐待と判断するのは難しく、虐待者を決定することも難しいため、事態が複雑、困難さを増してしまうことになります。

このようなことを未然に防止し社会から高齢者虐待をなくするために、市町村や関係機関が日頃からできることを次のように整理しました。

1 市町村および関係機関が積極的な対策・対応を実施する

市町村は、高齢者虐待の防止や早期発見、虐待を受けた高齢者や養護者に対する適切な支援を行うためには、関係機関や民間団体との連携・協力体制を整備することが必要です。

具体的には、地域包括支援センターが構築する「高齢者虐待防止ネットワーク」を活用し、高齢者虐待の防止から個別支援にいたる各段階において関係機関・団体等と連携・協力し、虐待のおそれのある高齢者や養護者・家族に対する多面的な支援を行います。

この「高齢者虐待防止ネットワーク」を構成する者が、高齢者虐待防止法上の「高齢者虐待対応協力者」に相当し、事例に応じて市町村とともに対応策を検討し、支援を行うことになります。

市町村に設置されている地域包括支援センターは、効率的・効果的に住民の実態把握を行い、地域から支援を必要とする高齢者を見出し、総合相談につなげるとともに、適切な支援、継続的な見守りを行い、更なる問題の発生を防止するために、地域における様々な関係者のネットワークを構築していくことが必要とされており、地域の実情に応じて、以下の三つの機能からなる「高齢者虐待防止ネットワーク」の構築も業務のひとつとなっています。

- 1 民生委員、地域住民、社会福祉協議会等からなる「早期発見・見守りネットワーク」
- 2 介護保険サービス事業者等からなる「保健医療福祉サービス介入ネットワーク」
- 3 行政機関、法律関係者、医療機関等からなる「関係専門機関介入支援ネットワーク」

2 高齢者虐待への意識を高める

県が平成15年8月に実施した高齢者の家庭内虐待に関するアンケート調査の結果では、虐待していてもその本人達には、虐待をしているという意識がないという回答が半数以上でありました。

高齢者に関わる者は、高齢者虐待について認識し、虐待は高齢者の人権を擁護する観点からあってはならないことという意識を高めることが必要です。

また、関係機関は、日頃からあらゆる機会を通じて、高齢者虐待をなくするための啓発に努める必要があります。

3 虐待のサインを見逃さない

高齢者虐待は高齢者虐待防止法で定義付けていますが、高齢者に関わる者は、このマニュアルを参考とし、虐待のサインを見逃さないようにアンテナを高くすることが必要です。

4 認知症高齢者についての知識を普及する

虐待されている高齢者の多くは、認知症のある高齢者といわれています。

認知症とわかっていても、毎日の度重なる問題行動に振り回されて、家族（介護者）も辛くなり高齢者にあたってしまうこともあります。

「認知症は誰にでも起きるもの」、「症状との上手なつきあい方」など認知症に関する基本的な知識を普及させることが必要です。

認知症の高齢者を地域で見守ることができれば、家族（介護者）の精神的負担は相当軽減されるものと考えられます。

高齢者虐待防止ネットワーク構築の例

